



2022年 6月 17日
第218号

JR 東労組 Yokohama

JR 東労組横浜地本

発行人 助川 一実

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



申36号 「運輸関係現業機関乗務員運用の見直しについて」に関する解明申し入れ 提出！

横浜地本は4月25日に横浜支社から表題の施策の提案を受けました。職場の組合員から施策の不安や疑問を集約し、5月31日に申36号として解明申し入れを提出しました。提案時の地本－支社間の議論において「システムを超えた新たな価値の創造、社員一人ひとりの成長意欲に応え、活躍フィールドを拡大することを目的として、乗務員運用を見直し乗務行路内で駅業務等を行う」と述べられています。

2018年5月に提案された「乗務員勤務制度の見直しについて」から、短時間行路内に「その他時間」を新たに設け、現場の指示により、乗務予備・マイプロジェクト・委員会活動・内勤の手伝いなどとして運用されています。今回提案された「運輸関係現業機関乗務員運用見直しについて」では、「その他時間」を活用し駅業務等を行うとしています。

横浜支社内においても、「湘南・相模統括センター」の運転士行路には、すでに駅業務が組み込まれており、その実態は業務内容が明確でなく現場から不安の声が挙がっています。そもそも乗務員勤務制度の趣旨は、乗務労働の特殊性を加味して行路を作成するものであり、駅業務を想定したものではありません。

これらの問題意識から、組合員・社員の不安や疑問を払拭し、「安全・健康・ゆとり」と働きがいを実感できるものとするために、解明交渉を行っていきます。

申し入れ項目要旨

- ・「運輸関係現業機関乗務員運用の見直し」とは何か？
- ・今施策で担う「駅業務等」とは何か？
- ・区所ごとに行路上の指定が「駅作業（大船運輸区）」、「指示業務（国府津運輸区）」、「駅業務（熱海運輸区）」となっているが、違いはあるのか？
- ・乗務員が駅業務等を担うための教育はどうするのか？
- ・駅業務等を担うことにより、社員一人ひとりの成長意欲が向上する根拠は？
- ・駅業務中に発生したトラブルの責任はどうするのか？
- ・乗務員が「その他時間」で乗務以外の駅業務等を可能とする根拠は何か？
- ・「その他時間」については、「乗務終了後が望ましい」としているが、国府津運輸区の乗務行路途中で駅業務を入れた根拠は何か？
- ・指導担当・企画部門の社員・管理者も提案された行路に乗務することがあるのか？
- ・駅、乗務員区の将来展望は？
- ・提案された駅以外に対象駅を今後拡大する考えはあるのか？
- ・輸送混乱時や異常時の考え方は？
- ・乗務エルダーも対象とするのか？
- ・貸与品や私物の取扱い方についてどうするのか？
- ・業務指示の指揮系統や労働時間管理をどうするのか？ など・・・

この働き方で安全が担保されるのか？ 職場でも議論しよう！